

「託送料金認可取り消し請求訴訟」第4回期日報告集会記録  
＜文字起こし＞

【日時】2021年9月13日（月）11時20分～12時30分

【場所】福岡県弁護士会館401会議室

進行：第4回口頭弁論報告集会を開催いたします。私は本日の進行役を務めさせていただきます、一般社団法人グリーンコープ電気の藤本と申します。よろしくお願いたします。お手元の資料の確認させていただきます。封筒の中に本日の第4回期日資料という事で一覧表を入れておりますので、それぞれご確認いただきまして、不足分がございましたら、どうぞ手を上げてください。交換をさせていただきます。よろしくお願いたします。全部で8点となっております。ご確認ください。本日この会場に来られない皆さんは、ZOOMでの参加となっておりますので、今からそれぞれ入室をされると思います。それからこの報告集会は動画撮影を行いまして、その様子を集会報告としてグリーンコープのホームページにアップする予定でございます。質疑応答の部分に関しましては、後日お名前等を公開しない形で文字起こしをホームページにアップさせていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

続きまして報告者の紹介をさせていただきます。弁護団長小島弁護士、弁護団の馬場弁護士、篠木弁護士、北古賀弁護士。続きましてグリーンコープでんき会長で共同体の熊野代表理事、同じくグリーンコープ共同体東原常務理事、以上のメンバーで報告をさせていただきます。なお、篠木弁護士につきましては、本日所要のため12時に退出されますので、その前に感想をいただくようにしておりますので、篠木先生どうぞよろしくお願いたします。

それではまず、本日の第4回期日の報告を弁護団長の小島弁護士から報告させていただきます。

小島：私の方から、本日の期日で何をしたのかということ簡単なご説明をしたうえで、具体的な陳述内容については馬場弁護士の方から報告したいと思っております。本日の法廷では大きく言うと二つのことが主張されています。一つは被告の方からこの裁判の実質的な内容、法律用語で言うと本案という言い方をするのですが、この請求が認められるか認められないかということについての主張をされています。「第4準備書面」という中で、今回被告の方で言っている賠償負担金と廃炉円滑化負担金は権限上何の問題もなく認められるのだということを中心主張しているというのがその書面です。もう一つは、被告の方が原告について裁判を争う適格がないという主張をしておりますので、それに対してこちら（原告）は書面を出したという形になっております。そんなことはない、何の問題もないというところでありまして。私の方で説明したいのは、今日ちょっと分かりにくかったかなと思ったのは、原告適格という言い方をするのですが、この裁判の原告として認められますよと、原告として認められたら次にその内容が間違っているか正しいかという判断を下すんですね。先ほど

言った、被告の方で主張しているというのはその先の内容のところですよ。こちらの方は次回それに対して反論する。という形になります。今回こちらの方で言ったのは、その前の段階の原告適格のところですよ。そこで分かりにくいかなと思ったのは、原告適格の議論をするときに、3つの類型の人がいるんですね、一つは、行政が具体的な処分をした時の名宛人という言い方をしますが、誰に対して処分をしましたという宛名になる人です。それを名宛人という。それともう一つは、名宛人ではないのだけれども、当然に権利義務の変化を生ずる人、これが第二の類型です。第三の類型がこのどちらにも当てはまらない、これを第三者という言い方をします。被告の方が言っているのは、この第三者に当たると言っているわけですね。こちらの方は二番目の類型、本件の処分は当然のことながら、九州送配電が申請人で、九州送配電に対して処分がされていますので、そういう意味ではまさに九州電力の方が名宛人になっているわけです。名宛人は九州電力です。でも、こちらの方の主張としては、九州電力に対して処分をすることによって、従来九州電力の方とこちら側で結んでいた託送供給契約の内容がただちに変更になるということになるので、その処分の名宛人ではないけれども、その影響を受ける、直ちに権利変動が生ずる立場であるということになるので、これは第三者ではなくて、名宛人ではないけれども当事者であるという主張をしているわけですね。名宛人ではないけれども当事者という立場に立つかどうかということが今回の争点になるところであります。多分そのところ、名宛人という言葉自体がこういう世界でしか使わない言葉なので、皆さんにとってあまり馴染みのない言葉が出てくるとその言葉に意識がとらわれて、その先に行かないということがあると思います。名宛人という表現というものをまず理解してください。そして名宛人ではないけれども権利義務が変動する。それから第三者。向こうは、原告は第三者であって原告適格が認められる範囲に当てはまらないと言っている。こちらは第三者ではなくて、直ちに権利義務の変動が生ずる当事者に当たるということを言っているわけです。まず、3つの類型があって、その種類のどこなのかということをご理解いただくと分かりやすくなるかなと思っています。次に、今日の裁判はどういう位置づけになっているのかということですが、今言ったように、こちら側は原告適格について主張した。向こうは本案といいますけれど、その内容について主張した。次回はそれが逆になるわけですね。こちらの方は内容についての主張をもう一度きちっとやり直す。向こうの方は原告適格についてもう一度主張するということです。原告適格の問題は決着済みだと思うのですが、被告がもう一回主張したいというので、させると。こんなことをあんまり何度も繰り返していても意味がないので、今日僕が法廷で立って言ったのは、「これで主張は終わりですか、終わりだったらこちらが反論して、場合によっては次回結審でもいいんじゃないですか」というニュアンスで言ったわけですが、相手側としては、こちらの主張が出てきたらもう一回主張したいというふうに言うのだと思います。だから、この流れとしては、次回12月13日、今から3カ月後になりますが、第5回期日でこちらの内容についての主張をして、向こうは原告適格についての主張をして、その次の期日で、こちら側としては裁判の審理自体は終わりにしたい。そして、次の次の期日には判決を言い渡すという形にもっていけな

いかなと思っています。そういう意味では次回は重要な期日になると思っています。こちらの内容についての主張を全面展開しますので、次回の期日は重要な期日であることを認識いただいて、傍聴体制とか整えていただけるとうれしいなと思っています。というところでもあります。では馬場弁護士から、内容の話をしていただきます。

進行：その前に、篠木先生、お時間の関係がありますので、今日の口頭弁論意見陳述の感想をお願いします。

篠木：今、団長が説明されたように、次がすごく大切な期日になると思います。今まで間口のところでもたもたといったらおかしいですけど、中身に入れず議論していたんですけど、いよいよ本案、すなわち中身の議論に進みます。私たちは、被告が託送料金に上乘せして徴収する賠償負担金と廃炉円滑化金というのは法律で定められず、経産省が省令で勝手に決めたんでしょ、それはおかしいじゃないですかと言っているわけです。それに対して、いやいやおかしくないという理由を、今回国が本格的に主張してきたというわけなんです。今までは入り口の問題だったけれど、いよいよ本案というところで、ここからがまさに正念場なんです。あとで説明があると思いますが、被告はこんなことを主張してきています。託送制度というのができたのが平成11年の電気事業法の改正なんですね。そして小売の全面的な自由化は平成26年の電気事業法改正によるものなのですが、どういうものを料金として徴収するかについては、この電気事業法の二つの改正によって、電気事業に関する公益的な課題に資するものであれば徴収でき、それは細目的で専門的なことなので、経済産業大臣に委ねることになったと述べ、二度の改正でそういうしくみになったと言ってきているんです。特に電気事業法自体が経済産業省令で決めることを予定している、だから法律違反ではないんだとはっきり言ってきています。そこが大きな争点となると思います。託送料金というのは、託送に要する費用を徴収するものだと私たちは思っているわけですけど、被告はいいやや必ずしもそうじゃない、不公平を是正したり、電力の安定供給を確保したりといった公益的課題に要する費用であれば徴収して良いことになっていると主張してきています。託送料金制度は、そのような公益的課題に要する費用をも徴収する役割を担う制度なのだとまで主張しています。そして、そのことは国会でしっかり議論がされたとか、そういう細かな経過なども証拠として出してきているんですね。なので、私たちがそれにどれだけ反論できるかというところが今後の大きな課題となってくると思います。ですからいよいよ本丸というか本案、一番大切なところに入ってきましたので、ぜひ皆さんの応援をお願いしたいと思います。

進行：篠木弁護士有難うございました。それでは、本日の意見陳述についての説明を馬場弁護士、よろしくお願いたします。

馬場：弁護士の馬場です。よろしくお願いたします。今回の期日に先だって、私たちは9月6日付で「準備書面2」を出したのですが、その準備書面を要約してまとめたものが今回の意見陳述になります。だから今回私が意見陳述をしたものは、準備書面として裁判に提出したものであると思ってください。

先ほどお話がありましたように、今回私たちが反論したのは、原告適格というところになるので、間口の問題となります。つまり、訴える資格があるかというところ

です。国のあなたたちは関係ない、今回の認可処分に関係ないんだから訴える資格はないなどと言っているんですけど、それに対して、いやいやこっちは関係者ですから訴える資格があるんですよという議論をしているのが、この原告適格という話になります。スライドを見ていきましょう。右下にスライド番号がありますので、それに沿って話をしてきます。

**スライド1**、これは表紙ですね。本文はスライド2からになります。

**スライド2**では、被告の主張の整理をしています。被告は「最高裁平成25年判決というのは、事例判断にすぎません。だから、この解釈が一般的に今回の事件にまで通用するものではないですよ。最高裁平成25年判決が今回の事例にそのまま当てはまるというわけではないですよ」というような主張をしています。

**スライド3**では、平成25年最高裁判決は、確かに今回のように賠償負担金が上乘せされたという事例ではありません。ただ一般論として、最高裁平成25年判決というのは、小島弁護士が言われた通り、「処分の法的効果による制限を受けるものは処分の名宛人ではないけれど、処分の効果によって自分の権利を侵害される。つまり名宛人ではないけれど、当然に権利変動する人は結果的に処分の名宛人と同じような立場になりますよ。処分の名宛人は、当然その処分によって権利変動を生じますけれど、名宛人でなくても処分の効果によって自分の権利が侵害されるという人は処分の名宛人に準じた位置づけをしましょう」。そういうふうに最高裁平成25年判決が言っているんです。そして今の考え方、「処分の名宛人ではないけれど当然に権利義務が生じる人は処分の名宛人と同様に考えてくださいね」という第二類型の人に原告適格が認められるということは、この平成25年最高裁判例に限って言われたことではなくて、他の最高裁判例でも同じことがずっと言われているんですね。だから、平成25年最高裁判決が言っていることは、これに限らず他の裁判でもずっと同じようなことを言っているのであるから、当然今回の裁判においても、第二類型であれば当然原告適格がある、そういう解釈になるんですよということをスライド3で述べています。

**スライド4**。行政事件訴訟法9条というのは、今言ったようなお話になるんですね。条文に書かれている内容は難しいのですが、処分の名宛人ではないけれども当然に権利義務が変動する人は行政事件訴訟法9条1項を根拠に原告適格があるという風に解釈すべきだと、私たちは主張しているんです。被告の方は、そうではなく、あなたたちは関係ないから第三者であって、第三者に関する条文は行政事件訴訟法9条2項になるんだけれども、9条2項からしても、あなたたちには訴える資格はないんだから却下されるべきであると国は反論している。

そもそも前提として、行政事件訴訟法9条2項の解釈にはなりません。私たちは第三類型ではなく第二類型、名宛人ではないけれど当然権利義務が変動するのだから行政事件訴訟法9条2項の話にならずに、9条1項で当然に原告適格が認められるんですよ。だから被告は解釈する法律の条文を間違えていますという反論をしているのがスライド2からスライド4になります。このあたり、非常にわかりにくいのですが、名宛人でなくても処分によって不利益を受ける人は当然に原告適格が認められるんですよという主張をしているのだと思ってください。

次、スライド5です。今回の変更認可処分によって、私たちグリーンコープが制限を受けているんですよ、不利益を受けているんですよ、と反論しているのがスライド5以下になります。

まず、法的仕組みの方を整理しています。今回の託送供給等約款の変更認可処分によって、一般送配電事業者である九州送配電は託送供給契約の相手方、グリーンコープでんきに対して、賠償負担金と廃炉円滑化負担金を課す権限を有し、支払いを請求することができます。そして九州送配電というのは、グリーンコープでんきに対し、おまけするので、あなたたちは特別に賠償負担金払わなくていいですよとか、半額にしますよというような裁量は一切無いんです。国から決められた金額を回収しなさい、絶対に回収しなさいというように省令で決められてしまっているのです、九州送配電は国からのお達しによって、グリーンコープでんきに対して、決められた金額の賠償負担金と廃炉円滑化負担金を請求して回収しなければいけない。文言上、そのようになっています。こういう法の仕組みからすると変更認可処分によって、九州送配電はグリーンコープでんきに対して、賠償負担金と廃炉円滑化負担金を請求して回収しなければならないという義務が課されているので、それを裏返せば、私たちグリーンコープでんきは賠償負担金と廃炉円滑化負担金を請求される立場にある。つまり払わなければいけない立場にあります。なので、本件処分によって、自動的にグリーンコープでんきは賠償負担金と廃炉円滑化負担金を九州送配電に支払わなければいけなくなるので、本件処分によってお金を払わなければいけないという不利益に権利義務の変動が生じます。なので、処分の名宛人と同様に権利の制限や不利益を受けるのだから、原告適格は当然認められますよ、国の主張は明らかに間違っていますよという主張をスライド5、6、7でしております。これに対して、国はそうではないというふうに反論しているんです。どういう反論をしているかというのがスライド8以下になります。

スライド8ですが、国は、託送料金約款の変更認可の小売電気事業者（グリーンコープでんき）への影響は、一般送配電業者と小売電気事業者の合意によるものであって、変更認可処分によってそういう義務が発生するものではありませんという主張をしています。この主張はなんだかよく分らないんですけど、私たちは、変更認可処分によって自動的にお金を支払わなければいけない義務が発生しているということを国に対して主張をしています。他方、国は、そうではない、この省令によってグリーンコープでんきは何らの影響も受けていませんという主張をしています。ではなんでお金を払わなければいけないんですかということについては、「それは変更認可処分によるものではありません、あなたたちグリーンコープでんきは九州送配電と契約を結びましたよね。その契約の中に、賠償負担金と廃炉円滑化負担金を原価に加えて電気料金を裁定しますという条項が入っていますよね。つまり賠償負担金と廃炉円滑化負担金を私たちが支払わなければいけないのは、法令によるものではなくて、九州送配電との間で払いますよという契約をしているからですよ。契約でそのような合意をしているから支払義務が生じているんですよ。あくまでも九州送配電とグリーンコープでんきとの契約に基づいて支払義務が発生しているだけであって、国は省令でグリーンコープでんきに支払い義務を命じているわけではあ

りません。あなたたちが勝手に契約して、その契約に基づいて払っているだけですよ」というのが国の理屈です。それを聞いて、ああなるほど、確かに国がおっしゃることが正しいですねと思う人はまずいかなとは思いますが。何言ってるんでしょうね、というふうに思いますので、当然私たちの方でさらに反論を行いました。その反論を行っているのがスライドの9番以下です。

さっきもお話した通り、一般送配電事業者において、九州送配電において、託送供給契約の相手方であるグリーンコープでんきから回収する・しないというような自由は全くないんです。九州送配電とグリーンコープでんきで契約に基づいて回収しているのであれば、契約に基づいているのだから、ある会社には請求するけどBという会社には請求しないということは自由に定められますよね。契約だから。けれど今回は省令で決められているので、九州送配電は、一律に対応しなければいけないので、A社に対してもB社に対してもC社に対しても同じように対応しなければいけない。そしてその契約内容、いくら取るかというのも全部国で決められているので、九州送配電に自由に金額を決めたり、回収するしないを決めたりする自由、裁量は一切ありません。そうすると、あくまでも契約に基づくものではなく、国が命じていることは明らかであるというような反論をスライド9で行っています。ここで国は契約に関して、契約に基づいて料金が定まっているのは明らかでしょうという理屈をつけるために、鉄道の事例を挙げてきています。それがスライドの10です。

皆さん、西鉄やJRなどの電車を使ったりすると思うんですけど、鉄道料金が上がる時は国の認可が必要になります。国がいいですよと言って初めて電車の料金を値上げすることができるんです。国が値上げしていいですよという了承、お墨付きを与えます。そして、JRは皆さんに対して、六本松から天神までの料金を10円値上げします、というふうに決めたとします。そうすると私たち乗客は何々駅に行くまでに10円高くお金を払います。この10円高く払うというのは、鉄道会社が10円値上げしますよというふうに決めたとしたら、私たちは10円高く払うことになります。国が10円高くしろというふうに言ったわけではない。あくまでも鉄道会社と乗客の間で10円値上げしますよ、いいですよという合意が成立することになる。なので、あくまでも値上げの効果は、乗客と鉄道会社の契約、合意に基づくものなので、国が関与することはありません。国が値上げを命じているわけではないんです。鉄道運賃はそういう理屈なので、電気も同じように九州送配電とグリーンコープでんきの二者の契約で決めているだけでしょう。国は何も関与してないですよという理屈になっています。皆さん、この理屈は腑に落ちないと思いますけど、電気の料金と鉄道の料金って、実は仕組みが全く違うんです。

仕組みが全然違うことをスライド10とスライド11で説明しています。どういうふうに違うかということ、鉄道というのは国が値上げしていいですよというふうに言った後、私たちは10円上がった切符を買うんです。切符を買うことによって初めて私たち乗客と鉄道会社の間で契約が締結されるんです。値上げがされた後に、その運賃でいいですよ、それで電車に乗りますよという契約が発生する。国の認可がされた後に、私たち乗客は運送契約を結ぶんです。だから、私たちは運送契約に

基づいて値上げした運賃を払うという理屈になっています。だけど、電気はこれとは違うんです。国が変更認可処分をした段階ですでにグリーンコープでんきと九州送配電とは託送供給契約を結んでいるんです。そして、国が変更認可処分をしたことによって、その契約内容が自動的に変更されていく。つまり、国の認可処分があって、その認可がされたら自動的に私たちがすでに結んでいた契約も変更されていくというふうに全部つながっているんですね。鉄道の場合は、国が値上げの認可をした後に乗客と鉄道会社が契約を結ぶので、この二つの関係は切り離されているんです。鉄道の場合は切り離されているけども、電気の場合は、切り離されず一体のものになっているので、国の認可処分は私たちの権利義務に直結することになるんです。このように鉄道運賃と電気料金の仕組みには根本的な違いがあるので、それを同じに考えるのはおかしいんじゃないですか、同列に論じることはできないんじゃないですかという反論をスライド10で行いました。

続きましてスライド12。これはまた行政事件訴訟法9条2項の話になっています。実はこれ、最初にお話したものと一緒なんですね。第一類型、第二類型、第三類型というお話がありましたけれど、国は、第三者の第三類型だからあなたたちに原告適格はありませんと主張しています。それに対して私たちの方は、名宛人ではないけれども、国の変更認可処分によって当然権利義務が変動するので、行政事件訴訟法9条2項ではなく、9条1項によって当然原告適格が認められているんだと。最初に簡単にお話したものをもう少し詳しく議論して、詳しく反論しているのがスライド12・13・14です。

続いて、スライド15。先ほどの意見陳述での最後に、被告から出された第4準備書面についておかしいということも述べました。被告は今回の準備書面でも、変更認可処分の法的効果は接続供給の相手方である小売電気事業者に対して、何らの法的効果を直接及ぼしていない、小売電気事業者に何ら法的義務を課していないなどと主張しています。さっきも言った通り、国は、契約によってあなたたちの地位が変わっているだけで、今回国が行った変更認可処分によってグリーンコープでんきの契約内容に何ら影響を及ぼしていませんよ、国の認可処分はグリーンコープでんきの不利益と無関係ですよ、そういうふうに主張しているんですね。この変更認可処分によって国の方は、グリーンコープでんきに直接払えと回収義務を課しているわけではない、払えとも言っていない。そういう主張をしています。他方、国は託送制度の下において、賠償負担金と廃炉円滑化負担金というのは、まさに公益的な課題に要するものとして原子力発電によって利益を受けてきた全ての需要家が公平に負担すべきものであるという主張もしています。つまり、賠償負担金と廃炉円滑化負担金というのは、それまで電気を使ってきた国民、消費者が払っていくものなんですよ、そういうふうに言っているんです。国民が、消費者たちが払っていくために、この託送制度が作られたんですよという主張をしているんですね。ここで皆さん、あれっ？と思ったかもしれないけれど、国は一方で、今回の省令によってグリーンコープでんきに何ら影響を与えていません、与えるものではありません、あなたたちが契約に基づいて勝手にやっているだけですよ、という主張をしているにも係わらず、この賠償負担金と廃炉円滑化負担金というものは公益的課題なんだから、

国民皆が払わなければいけないんですよ、国民が負担すべきものなんですよ、そのための託送制度なんですよというふうにも主張しています。明らかに矛盾していますよね。一方では、取ってない、関係ないと言っているにも係わらず、一方ではこれは消費者が払わなければいけないと主張している。なので、国の主張はそもそも矛盾している、明らかにおかしい主張をしている、というのを口頭で指摘して、詳しくは次回12月13日の第5回期日までに書面で反論していきます、という予告の主張をして私の意見陳述を終えました。非常に難しい用語が出てきて、一回聞いただけでは分かりにくいかなとは思いますが、本日の期日ではこのような意見陳述を行いました。以上です。

進行：馬場先生有難うございました。弁護団の方から他によろしいでしょうか。はい。それでは、会場の皆さん、並びにZoomでご参加の皆さん、質疑応答に入りたいと思いますので、どんなことでも結構です。ご質問等ございましたらご発言よろしくをお願いします。

事務局：Zoomでご参加の皆さん、何かご質問などありましたらミュートを外していただいてご発言ください。

参加者A：質問ではなく、感想です。今、馬場先生の意見陳述の解説を聞かせていただいて、よく分かりました。そして、相手方の準備書面がいかにチグハグであるかということで、何かこちらが追い風というか、有利な立場にあるのかなということがよく分かりました。次回が楽しみであります。ありがとうございます。

進行：それでは会場の方からご意見なり、ご感想をいただければと思います。

参加者B：今日はありがとうございました。地元なので積極的に傍聴して応援したいという気持ちはあったんですけど、所用で来られなかったのが、今日は有意義な一日だったと思います。ただ、馬場先生のお話がなければ、何がしているのかさっぱり分らなかったです。いつになったらこの裁判は終わるんだろうか、延々と長丁場になるのかなという感じはしていたんですけど、次が正念場ということをお聞きしましたので、ぜひ次回も傍聴してですね、何かお役に立てればなあと思っています。以上です。

参加者C：今日はありがとうございました。裁判の傍聴から解説まで聞いて、細部が理解できたという状況です。国の方の主張も曖昧なのかなと思いましたので、次回いっき解決につながるようと思っています。

参加者D：聞き取りが正確かどうか分からないのですが、電力会社の場合は消費者が払えと、それと被告がグリーンコープが払えと言っていることが矛盾しているということをおっしゃいました。そして、今回はこれに対して論じていくということをおっしゃったんですが、どういうふうに論じていくのかいられるのかをお聞きしたいと思います。

進行：応答をお願いします。

小島：今のポイントはですね、原告適格ではなく、内容の問題のことです。原告適格にも関連することですが、こちらの方は、一貫して被告が電気事業法施行規則を改定して制度をつくって、その中で賠償負担金と廃炉円滑化負担金一般送配電事業者は徴収しなければならないと条文に書いている。徴収しなければならないということは、当然その相手方の小売電気事業者は払わなければならないわけです。そこで義務が

発生していると。具体的にそれが義務になるのは認可する決定であるということになるわけです。ところがですね、この間、被告の方が主張しているのは、被告のその処分によっては、義務は具体化しないんだと、義務が発生するのは一般送配電事業者と小売電気事業者が契約したことによって発生しているのであって、自分たちの処分によって義務が発生するわけではないと。ましてその施行規則によって小売電気事業者の義務が発生するわけでもない。抽象的な義務も発生しなければ、具体的な義務も発生しないと。何かおかしいですよ。その一方で、なぜそういう制度を作ったのかということでは、被告の方では、これは最終、広く国民一般に需要者として負担してもらうためにそういうものを作りましたと。等しく誰からも徴収しなければいけないと、論理的にはそういう帰結になりますよね。そういうためにそういう制度をつくった以上は当然のことながら小売電気事業者が皆払いなさいというふうになっていないとおかしいわけです。

一方では、等しく国民に負担してもらうためにこういう制度をつくりました、それからくる論理的帰結は、だから皆が払うように義務化されたんですよ、となるわけです。ところが一方では、これは契約によって皆さんが、今回で言うと九州電力送配電と契約したことによって義務が発生しているんですから、規則で義務が発生しているわけでもなくて、認可処分によって義務が発生しているわけでもありませんと言っているわけです。あれ、そういう規則をつくったのは、皆に負担してもらうためにつくったんでしょ。だとすれば皆さんに義務を負ってもらわなければ論理的に整わないですよ。それを関係ありませんと言っている。一体、被告は何を言いたいんだろうと。国の方は、その論理自体が首尾一貫していませんね。というのがありまして、その辺のことはまず一言おうというふうになっています。ただ、ここで注意しなければいけないのは、「分かりました、論理一貫します」となった時に、ひょっとしたら向こうがしかけた罫かなという気もするんですけど、義務が発生しないという論理が一貫しないからと言うと、「分かりました。義務が発生しますということで統一します」と、そういうふうにしても向こうは何の支障もないわけですね。義務は発生するけれど、その義務自体は広く経済産業大臣の裁量に委ねられている範囲の中でやっているのだから何の問題もありませんと。だから、「矛盾してますね」とこちらに言わせて、では「矛盾を解消するために義務はあります」ということに向こうが次のステップで言ってきて、それは権限に基づいてやっているから何の問題もないというふうに持っていくために、そういう議論を仕掛けている部分もあるんじゃないかなという気がちよつとします。もともとの発端は、義務として発生するわけではないから、先ほど言った原告適格のところの議論を逃れるために、要するに皆さんが名宛人と同じように義務を負っていますよということを逃れるために言い出したのですけれど。まあ賢い人間であれば、多分、その戦線は縮小して、本案のところだけで勝つというためにするために、義務のところを絞って、そのところの権限の問題で争ってくるという論理にもってくる可能性があるのです、その辺は行ったり来たりしているのですけれども、向こうが言っている問題点は問題としては明確にあるのですが、その先にあるものとしてはどういう議論になるかということを見越して言っていけないと、ちよつと危ないかなという感じが

しているところです。ただ言えるのはすごく場当たりのなことで言っているなという感じはします。よくよく考えたら、こういうことは主張しないなというようなことを言っている。一方で、こう言っちゃったから、その論理を主に持ってきている。しかし、それと、一方で言っていることと矛盾している。それをどうするのかというふうなところはあるのだと思います。ただちに苦しい展開になるかなというのは、今言ったところからも見えてくるんですが、ただ、国を相手にしたいいろいろな行政訴訟をやった経験から言うと、裁判所というのは行政機関がやったことに間違いはないだろうという前提でスタートしている部分があるので、油断はできないというところは皆さん考えておいたほうがいいと思います。ただ、これほどまでに向こうが言っていることがおかしいなど、法廷で論理も主張も破綻をきたしているなという例はあんまりないので、このケースは何とか勝ちたいなと思っているわけです。

進行：小島弁護士、ありがとうございました。

参加者E：そういうふうには被告が両方とも義務が発生しますと主張された場合は、その義務化するのが問題だということ、こちらは主張しないといけないんですか？

小島：そここのところはこちらはすでに主張しているのです。そういう義務が法律に書いてないわけです。経済産業省令だけで義務をつけているわけです。これは当たり前の話なんですけれど、民主主義国家で議会がある以上は議会でなければ権利義務を制限することはできないのです。行政機関が自分の判断で権利義務を制限するというのをやりだしたら、言わば独裁国家なり、君主制の国家と同じになっちゃうんですね。民主主義国家というのは基本的には、国民が選挙で選んだ人たちが全部自分たちの権利義務を決めますと。割とシンプルな立て付けになっているんです。だから、法律でこういうものやっているとというふうに明確に決めていない限りはできないはずなんです。その議論を基本的にはしたいと言っているんです。そういう形です。

進行：ご質問の方、よろしいでしょうか。はい。ではお隣の方。

参加者F：今のお話で大体分かったんですけど、最初に言われた、勝手に義務を課するような省令を出している、それが問題だという主張をこれからしていくということなんです。それに対して、国の方は省令で決めていいんだということは最初に言っているということを第一期日の報告集会で言われたと思うので、そこが焦点なんだろうなということが今ようやく分かりました。原告適格というところで頭がグチャグチャしており、何を言っているのだろうかという感じだったんですけど。どうもありがとうございました。

参加者G：今日の鉄道料金の件でよく分かりました。電気の場合も九電にするかグリーンコープでんきにするかという選択はできるんですけど、どっちにしてもその料金は払わないといけないですよ。そういうふうになっているんですよ。鉄道料金だったら、これはよくありますけれど、飛行機にするか新幹線にするかとかいうふうを考える時に、飛行機は怖いから新幹線にするという人もいますし、早い方がいいから飛行機にするという人もいて、それは自由に選べますよね。グレタさんのように飛行機にしない、ヨットにするという人もいますし。それば自由に選べますが、今回の二つの負担金の場合は選べないから、強制されているだと。それは今言われたように

省令とかでされるのは大間違いだと思います。ぜひこの裁判勝ちたいなと思います。応援していますので、よろしくお願いします。

参加者H：傍聴は3回目です。これまでは原告適格のことが何回も続き、それで終わってしまうのではないか、これだったら組合員の知り合いの方に傍聴に来てくださいと言えないと感じていましたが、今回、傍聴とこの弁護団の方の説明を合わせて、やっと一つのセットなんだなというふうに思いました。ここまで参加しないと全然分らない。次回は、やっと本題に入れるという話なんですけれど、被告の方はまだ原告適格のことを言うと予告していました。ただ、こちらの弁護団の方は必ず本題のことを次回主張されるんですよね。ですから、次回は参加する価値があると考えて、知り合いの方を誘いたいと思います。

参加者I：裁判の参加は、前回7月5日がはじめてで、とっても続きが気になっていたもので、今回も来ました。2回目になると裁判長さんの顔も覚えていきますし、相手方の顔も、皆さんの顔も分かるし、なんかすごく頑張れと思いながら見ることができました。すごく素人なもので、前回の説明から、ああこういうことを今、論点で話されているんだなということを知ったうえで今日の裁判だったので、なんとなく意見陳述されている間も、ああこれに反論されている、ああ名宛人のことを言われている、というようにちょっと分かるようになってきて、単純にすごくおもしろい、ライフワークになりそうと思ったりもしました。ただやっぱり思うのは、国でもこんなことを言うんだ、まるで子どもの言い訳みたいだなと感じました。それが素直な感想で、もうちょっと高等なところで議論できないのかなと思ったんです。だから、聞いてすごくおかしいと思うんですね。だけど、先ほど小島弁護士が言われた通り、全部に対しておかしいと言ったところで、そうすると向こうの主張というのが、あるんだなと。そしたら「じゃあ、義務が生じます」となったら、今度は流れが変わったりとかする。そこまでするということが、あたりまえですけどプロだなと。そこはすごく頼もしいとさっき聞いて思ったところです。次が正念場ということで、どうなるかなということと、やっぱり負けたくないとか、こっちの主張ができるだけ通るといいなと思います。応援しています。

参加者J：私はプルサーマル裁判の原告にもなって、玄海の裁判でも闘ってきました。ずっと不当判決を受けて泣いてばかりの裁判です。避難者訴訟も傍聴して、ずっと泣き続けたので、この訴訟は絶対勝つぞ、それを見届けたいと、本当にそう願っています。訴訟に関心を持って、お母さんたちが集まってくるというのは、本当にグリーンコープならではと思っています。裁判を分かりやすく解説していただいて、私自身、最初の中から国側の言っていることが子どもが駄々をこねているのではないかという状況だなと思います。今、国のエネルギー基本計画が発表されました。今、政権も交代しようかというところでの影響もあり、どう転ぶのかなとすごく関心を持っています。ちなみにエネルギー基本計画のパブリックコメントが始まっているし、その中でいまだに原発維持というのを出していますので、多くの国民の声を寄せなければいけないなと思っています。とても大事だなと思っていますので、意見を出してください。この訴訟について、来年早々にも決着がつくことを心より願っています。弁護団の皆さんよろしくお願いします。

参加者K：私事ですが、地震避難で東京から来ているので、本当に原発がなくなってほしいと思っています。それなのに未だに原発の料金が安いと言っているのに、託送料金にコソッといろんな費用を滑り込ませていることが許せないなので、この裁判、勝ちたい。どうぞよろしくをお願いします。

参加者L：前回始めて参加させていただき、漠然と託送料金訴訟ってこんなものかと思っていましたが、今回参加いたしまして、また弁護士さんからの詳しい説明を聞きまして、少しずつ分かってきました。原告適格のところ被告の方がいろいろ言っているのは、やっぱり第三者で名宛人でないと、権利義務がないというのが相手側にとっては大事なのかなと。ぜひ次回も参加して裁判の行方を自分の目で見届けたいと思っています。

参加者M：初めてこの場にきました。ずっと来たいと思ってはいたんですが、なかなか日程が合わずに、今日初めて法廷の場に入ったんですが、国の弁護士の方の現状はこうですという返事を何回もされて、その後何を言っているのか分からなくなり、一体何を言っているんだと思いながら耳を傾けていました。これまで傍聴に参加された方たちがいつも何を言っているのか分からない間に終わったと言われていたのを聞いていましたので、ああこのことだったんだというのが今日ようやく分かりました。組合員としては、ただ単純におかしいこととおかしいと言ってきただけなんですけど、そのことをきちんと弁論という形で事実をもって積み上げて、主張をまとめていただいている弁護団の皆さんがいることに感謝し、ぜひこの訴訟に勝ちたいなという気持ちを新たにしました。次回がとっても大事ということなので、多くの方に来ていただきたいと思いました。

事務局：先ほど、国のエネルギー基本計画案のことで発言がありましたが、現在そのパブリックコメントが募集されています。それに関しては国民の声を届けたいことがとても重要であるということで、共同体理事会に提案させていただくことになっています。今回は総裁選もあって、もしかしたら国民の声がたくさん集まれば、いつもは国民の声は反映されないようですが、今回は少し反映させられるところもあるのではないかと声もあります。ぜひ、多くの組合員の方に出していただくようご案内をしようと思います。ここに来られている皆さんもぜひ。10月4日までなので、エネルギー基本計画へのパブリックコメントを出していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

進行：参加者の皆さんから熱いメッセージをたくさんいただきまして弁護団の方からも一言ずついただきたいと思います。北古賀弁護士お願いしてもよろしいでしょうか。

北古賀：北古賀と申します。次回から本案、真の争点ということになりますが、実際はちょこちょこ今までも出ては来ているのです。当事者適格のところ紛れ込んでいる感があって、なんかそっち側に目が奪われているようなんですけど、実際はすでに書かれているところをさらに増やして、さらにまとめた内容にまとまるだろうと思っています。議事はこうだったというふうに準備書面の中には書かれているので、念のために、今、東原さんが議事録とかを持っておられるので、それを検討することも必要だろうと思っています。当事者適格、原告適格がどうかこうかということにこだわるのは、中身に入らないでそこで足切りができる、中身に入らないで終え

られるでしょということ。中身で負けるよりも、原告適格で勝った方が中身が傷つかなくて済むというところがあるのかなと。だからそこで一生懸命そこでやっているんだろうというふうに思います。国の代理人は、多分訟務検事も入っていると思うんですけど、「現時点ではないけれど、今後、原告の主張・反論を見たうえで、必要があれば反論の書面を出す」という保留付きなことを言うのは、それは公務員ですから、やむを得ない。裁判官からそろそろいいじゃないですかと言われるまで反論し続けるだろし、それがお仕事なので、自ら現時点でここで手を打ちますというのはさすがに言えないだろというふうに思っています。そういう立場の人たちなんだということで「またか」という気になることはあります。ただ原告適格にしても、ほぼほぼ論点が出尽くした感があって、会場の方がおっしゃった通り、何をまた書くのかなという気はしているんですけど。書かんと済まないみたいなどころなんだろうというふうには思っています。ただ劇的に内容が変わったり、劇的なダメージをこっちに与えるようなものはあんまり出ないような気がしています。本案についても、先ほど申しあげた通り、ほぼほぼチョロチョロというか、かなりの部分は出ていっているの、さらにそこに特化した内容の書面になると思うので、少し専門的なお話にはなると思うんです。ただ書面に書いてあることを読むだけじゃなくて、この報告集會に出ただけであれば、より一層理解は深まると思うので、先ほどおっしゃったとおり、この期日を傍聴することと期日報告會に参加していただくことはパッケージだと思っていただいた方が、より訴訟に対する理解が深まるだろうと思います。引き続きよろしく願いいたします。

進行：それでは馬場弁護士お願いします。

馬場：お疲れ様です。大体言いたいことは他の弁護士もお話したので、特に付け加えることがないんですけど、多分皆さんが今日思ったことの中で、次回の反論書面の提出が11月末までとなっていることについて、なんでそんなに遅いのかというふうに思ったかもしれません。ですが、次、私たちは時間をかけてしっかりと書面を書こうと思っているんですね。それなりに過去の改正の経緯とかも調べなければいけないし、被告から出された資料やこちらが出した証拠関係もしっかり読み込んでいかないといけないと思っています。今ここに手元に二つのパイプファイルがありますが、これが証拠資料なんです。多いなと思ったかもしれませんが、実はこのパイプファイルはこれ以外に5冊あります。これだけの膨大な記録になっていて、それをしっかりと読み込んだうえで、しっかりと反論書面をつくっていかないといけないので、どうしても2ヵ月半くらいかかってしまうので、ご理解をお願いします。引き続き皆様の協力も必要なので、これからもよろしく願いいたします。

進行：ありがとうございます。それでは東原常務お願いします。

東原：時間があれば、国の方が出している書面を読みますと、とにかく公益に関わると思われることは経済産業省大臣にそれを料金として入れることを裁量でもって許しているということが何回も出てきます。もちろん、何人か言われました、今回の粗雑な子どもみたいな国の言い訳論なんですけど、昔からいろいろな意味で国のそういうあり方というのは問題だと思われてきましたけれど、やっぱりここ数年ですね、官邸が公務員の人事権を握って以降は、本当に劣化していると思います。その意味で

今の行政の劣化の状況を意識したうえで、経済産業大臣にそのような全ての裁量権があるという論の根本を是非ともおかしいと言いたいのが一つと、もう一つは、仮にそういう裁量権があるとしても、それはやっぱりある必要はあると思うんですが、行政機関として。だけど今回の賠償負担金と廃炉円滑化負担金が、国民が公平に払うべきものであって、電力会社にその責任がないということを決められることは絶対におかしいという経過証拠は相当に集めているので、そんなふうに見えるといいなと思っていますところなんです。

進行：ありがとうございます。それでは熊野代表理事に最後のまとめをお願いします。

熊野：グリーンコープでんきの会長とグリーンコープ共同体の代表理事をさせていただきます熊野と申します。皆さま、お疲れ様でした。今日は地元ふくおかの活動組合員の皆さんの多くが機関会議と重なってしまって、残念ながら傍聴に来ることができませんでした。前回に引続き参加されている方がいらっしゃいます。弁護団の先生もおっしゃったんですけど、なかなか傍聴しているだけでは分かりにくいところをこの報告会で詳しく聞くことで、なるほどそういうことのやり取りをしていたんだということが私自身もよく分かりました。実は、今日馬場先生が意見陳述をされたパワーポイントの資料を先に見させていただいていたんですけど、九州電力のような一般送配電事業者が託送供給契約を結んでいるグリーンコープでんきのような相手方から、回収する回収しないなどという自由はないというページがあって、馬場先生が何故このような意見陳述をされるようになったのかなと考えていた時に、私は省令に上乘せしないといけないと明らかに書いてあるのに、なぜそういう自由が九州電力などのような一般送配電事業者にないのかなというのがあったので、何故馬場先生がこのような意見陳述されたのかと思って、再度読み返しました。そうすると、省令を受けて一般送配電事業者が回収するかどうかは事業者判断でも、つまり国には責任とか関係ないですよということを言っているということかなあ、まさかね、と思っていたら、報告集会でまさにそのような主張をしてきているから、馬場先生がそういう自由はないですよということを念押しされたんだなと思いました。やっぱりこの報告集会で説明を聞くことで、まさかそんなことで国が反論してきているということにあきれることもなかったかなと思うんですけど、今日の報告集会で共有することができて、今日の期日の内容がより深まったなと思いました。次回は本案に対する反論があるということで、まさに重要な期日になると弁護団の先生方がおっしゃっています。弁護団の先生方が主張してくださっていることが、本当に膨大な資料をもとに、しっかり真つ勝負というか、主張してくださっていると私なりに感じてきました。それは皆さんのこれまでの感想からもひしひしと感じます。感想を話しておられる中でも感じてきたことですが、引き続き、次回の重要な期日も多くの皆さんに関心を持っていただいて、この報告集会でより深める場になったらなと思っています。次回もどうぞよろしくお願いたします。今日はありがとうございました。

進行：有難うございました。本会場の参加者11名の方に来場いただきました。それからZoomで今確認しましたら16名の方に最後まで報告集会お付き合いいただきました。どうも皆さん大変お疲れ様でした。これを持ちまして、第四期日の報

告集会を閉会させていただきます。また次回どうぞよろしくお願いたします。お疲れ様でした。

以上